

福島県いわきサンマリーナ保管施設利用者募集要項

福島県

指定管理者：大起造船工業株式会社

福島県いわきサンマリーナでは、船舶保管施設の利用者を次のとおり募集します。希望される方は、この要項をよく読みの上お申し込みください。

なお、福島県いわきサンマリーナの船舶保管施設の利用にあたっては、指定管理者に対し、本募集要項に基づく利用申し込みを行うとともに、指定管理者の使用許可を受けなければなりません。

1 いわきサンマリーナについて

現在は大起造船工業株式会社が指定管理者として管理を行っています。

2 募集方法

(1) 収容可能隻数に達するまで随時募集いたします。

(2) 利用申込書を審査のうえ、申込資格を満たしている方に限り受理し、使用を許可します。

3 利用申込方法

(1) 申込用紙の配布

下記により指定管理者へ請求してください。郵送による配布も可能です。

	時間	場所	備考
申込用紙の配布	午前9時～午後5時	大起造船工業株式会社 福島県いわき市江名字東町1番地 TEL 0246(55)7236 FAX 0246(55)5544	月曜日は除きます。

(2) 利用申込の受付

指定管理者へ利用申込書を提出してください。郵送による提出も可能です。

4 利用対象施設

・浮棧橋、艇置場

次のような船舶は利用できません。

- ① 漁業用船舶
- ② 漁業用船舶以外の特殊船舶
- ③ その他管理者が管理上支障があると判断した船舶

5 施設利用料金

施設利用料金については、福島県港湾施設管理条例に規定する利用料金の範囲内において、福島県知事の承認を得て指定管理者が定めています。

詳細は別紙をご覧ください。

6 利用申込資格

次の要件をすべて満たす方に限ります。

- (1)艇を所有し、または購入する予定であること。
- (2)小型船舶登録事項通知書または船舶国籍証書、船舶検査証書及び小型船舶操縦士免許を取得していること。
(艇の購入予定者については、購入後に小型船舶登録事項通知書または船舶国籍証書、船舶検査証書のコピーを提出していただき、申込資格を確認した後に艇を搬入していただきます。)
- (3)海難等、非常時の連絡手段を有していること。
いわきサンマリーナでは、第三級海上特殊無線技士資格以上の取得及びマリンVHF又は国際VHF150MHz帯の無線船舶局の開局を推奨しています。
- (4)施設利用料金を納入できること。
- (5)管理者が指定する期限内に、必ず艇を搬入できること。
- (6)営利・営業を目的としないこと。
- (7)集团的に、または常習的に暴力的不法行為、その他の違法行為を行うおそれがある者及びその組織、もしくはその関係者でないこと。

7 利用申込に必要な書類等

- (1)福島県いわきサンマリーナ保管施設利用申込書
- (2)共同所有者の場合は、共同所有者全員の名簿
- (3)運航責任者名簿
下記の8の申込にあたっての注意事項(2)に該当する場合のみ提出してください。
- (4)個人で申込をする場合は住民票抄本、法人で申込をする場合は登記事項証明書(交付日は申込日より1月以内のもの。)
- (5)艇を所有している方は、小型船舶登録事項通知書または船舶国籍証書、のコピー、船舶検査証書のコピー及び所有艇の写真(全形を1枚)
- (6)艇を購入予定の方は、購入計画書(購入予定の艇のカタログ、図面、写真、契約書のコピー)
- (7)自動車運転免許証のコピー
- (8)小型船舶操縦士免許証のコピー
- (9)第三級海上特殊無線技士資格以上を取得している方は無線従事者免許証のコピー
- (10)納税証明書(最近時の証明、コピーは不可。)

※(7)～(9)については、申込者、共同所有者及び運航責任者全員分提出してください。

8 申込にあたっての注意事項

- (1)申込は艇の所有者本人(共同所有の場合は、小型船舶登録事項通知書または船舶国籍証書及び船舶検査証書に記載されている者)または購入予定者が行ってください。ただし、法人については当該法人代表者が申し込んでください。
- (2)申込者以外の者(所有者本人以外の者または法人代表者以外の者で当該法人に属する者)が艇を運航する場合は、艇の操縦免許を有している者を運航責任者として選任し、運航責任者名簿を提出してください。

- (3) 提出書類は返却いたしません。
- (4) 保管場所は艇の実測長(以下「艇長」という。)により決定しますので、申込にあたっては必ず艇長を記入してください。
- (5) 営利・営業を目的とした申込は受け付けません。
- (6) 申込者・共同所有者・運航責任者が集团的に、または常習的に暴力的不法行為、その他の違法行為を行うおそれがある者及びその組織、もしくはその関係者であるときは、申込を受け付けません。
- (7) 申込者が利用申込者資格に反し、虚偽の申込等不正行為を行った場合、その申込を無効とします。
- (8) 申込いただいた個人情報は、個人情報保護法及び関連法令並びに大起造船工業株式会社個人情報保護方針及び関連規定に基づき適正に管理、保護し、目的以外の利用や第三者への情報提供は行いません。

9 利用者の遵守事項

- (1) 保管施設の使用期間は4/1～3/31の1年間とします。
 なお、使用許可の更新については、更新時期に別途通知いたします。
- (2) 艇の保管場所は、利用申込者の希望を参考に、艇長などをもとに管理者が決定します。
- (3) 船舶保管用の船台は原則として管理者が指定したものを使用してください。
- (4) 航行の安全を確保し、救難等に備えるため、管理者が指定する無線機を装備し、マリンVHF又は国際VHF150MHz帯の無線船舶局を開局していただくことを推奨します。
- (5) 8(2)により運航責任者(操縦免許を取得している者)を選任している場合には、運航責任者が乗船せずに出港することは認められませんのでご注意ください(運航責任者の人数については定めません。)
- (6) 天災(台風)、人災(衝突等)、盗難等の損害に対しては、管理者は責任を負いません。トラブルを避けるため、あらかじめ艇の使用及び保管については各種保険に加入していただくことを推奨します。
- (7) 福島県港湾施設管理条例・同条例施行規則等関係法令を遵守し、秩序ある利用をしていただきます。
 なお、法令等を遵守せず、秩序ある利用ができないときは、使用許可を取り消すことがあります。

【参考】 申込から許可までの流れ

